

平成30年第1回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 平成30年3月6日

閉 会 平成30年3月9日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（3月8日）

出席議員 7名

1番	小 鹿 重 一 君	3番	森 弘 美 君
4番	柿 崎 裕 二 君	5番	坂 本 豊 君
6番	吉 田 勉 君	7番	木 村 修 君
8番	藤 田 修 一 君		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	佐 井 邦 彦 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	坂 本 勲 君
住 民 課 長	大 川 誠 治 君
健 康 福 祉 課 長	川 崎 幸 治 君
教 育 課 長	三 上 あけみ 君
産 業 振 興 課 長	佐 藤 一 仁 君
建 設 課 長	木 村 伸 一 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	中 川 悟 君
議 会 事 務 局 主 幹	坂 本 ゆかり 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

3 番	森 弘 美 君
4 番	柿 崎 裕 二 君

議事日程（第2号）

第1	一般質問	1 番	小鹿重一	議員
第2	一般質問	7 番	木村 修	議員
第3	一般質問	5 番	坂本 豊	議員
第4	一般質問	6 番	吉田 勉	議員

午前9時35分 開議

○議長（藤田修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は6名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問 1番 小鹿重一議員

○議長（藤田修一君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問の通告は4名です。通告順に一般質問を行います。

1番小鹿重一君の質問を許します。

○1番（小鹿重一君） おはようございます。1番の小鹿重一です。きょうは3点について質問しますので、よろしくをお願いします。

まず、除雪車と列車の踏切事故についてですが、賠償額の合意ができないために長引いているわけでございます。12月の定例会では、JR北海道とは11月に賠償額で保険会社と合意し示談をしたが、JR東日本とは金額に数千万円単位の開きがあり、話し合いでの解決は無理なことから裁判等での解決を提案したいということだが、その後の経過についてお伺いします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） お答えいたします。その後ということではありますが、保険会社とJR東日本の担当者と3回ほど損害賠償額の話し合いをしております。結果として、車両価格について保険会社の提示した価格では納得ができない、また事故当時、電話はしたが出なかったということでJR東日本側にも過失があるのではないかとということでありましたが、JR側では過失がないということで、どちらも折り合いがつかないので、裁判で法的に判断してもらうことになったということでもあります。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） もう一回確認しますけれども、そうすれば裁判になったということでもよろしいですか。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） JR東日本のほうでまず裁判所に裁判を申し立てれば、役場のほうになるのか、当時のオペレーターの方に、詳しく私もわからないんですけれども、訴状なりが届くと思います。まだ現在は届いておりませんので、裁判にはなっておりま

せん。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） それでは、その点については今後も見守っていきたいと思います。

もう一つお聞きしたいと思いますけれども、J R北海道と11月に合意し、示談した内容について報告していただきたいと思います。

○議長（藤田修一君） 暫時休憩いたします。

午前9時38分 休憩

午前9時40分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

建設課長。

○建設課長（木村伸一君） J R北海道からの請求額は主に人件費でありまして、50万ほどとなっております。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 次に、特定空家について質問します。

平成29年12月4日に、蓬田村空家等対策推進協議会が開催され、空き家等の実態ということで73戸あり、そのうち7戸が老朽化や損傷などにより利活用は不可能という特定空家候補物件として提示されました。指定検討協議の結果、中沢地区1件、蓬田地区2件、郷沢地区2件の計5件について特定空家に指定すべきとしたが、村の対応はその後どうなったのか、お伺いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） ご質問の5件については、昨年開催した第1回空家等対策推進協議会において特定空家等として判定をいたしました。その後、冬期間に入ってしまったので雪が積もり始めたため、物件等の再確認が今のところできない状態です。4月以降からは具体的な措置を進めたいと考えています。全物件とも所有者等が判明しておりますので、まず第1弾としては口頭もしくは書面での助言または指導という段階から進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、村長が特定空家等と認定をすると所有者等が判明しているものと不明な場合のケースに沿って、今、総

務課長から答弁のあったようないわゆる助言、指導等をしていくことになるということでございますけれども、1つ確認したいのは、冬場になって春を待つというようなことでしたけれども、認定したのかどうかということと、もう少し具体的に今後、認定されているのであればどのようなことをしていきたいのかということをもう少し詳しくお願いいたします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 先般12月の推進協議会は、その認定をするための会議でありまして、5件については認定をするものとするということで、特定空家としての認定はいたしております。今後の処理の関係ですけれども、処理というか手続の関係ですけれども、まずその協議会で特定空家等の認定をすると、それを所有者のほうに口頭なりで通知をする形になるわけですけれども、その段階で今後その建物をどうするのかをまず確認してもらいます。所有者が自己管理で例えば解体、それとも改修するなりするのであれば、それはそれでよしということで終わってしまいますし、そういうことができないということであれば、できないなりに今後どうするのかという形になって、行政側としてはあくまでも指導、助言ですので、できるだけ解体をしてくださいとか、できるだけ管理をしてくださいとかという段階に進むと思います。その事務を数度繰り返して、どうしても解体するという約束をしても解体に至らないとか、そのうち風とか雪とかの関係で、どうも建物自体が危険となるようであれば、その次の段階の協議会をまた開催いたしまして、勧告という形で今度はもうちょっと厳しい形の指導みたいな形になって勧告をするという形の流れになると、今のところは考えております。以上であります。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） ぜひスピーディーをお願いをしたいと思います。

蓬田村空家等対策の計画は、平成29年度から平成33年度までの5年間、村内全域を対象に策定されたものです。特定空家等に認定された5件を除きますと、実態調査では68件の空き家等が確認されています。今後さらにふえていくことが想定されますので、空き家等の有効な利活用の方策も進めていただきたいと思いますけれども、いかがですか。お伺いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） そもそもこの空家対策の計画でありますけれども、その空き家を有効活用するというところで利活用する、それが大前提としての考え方でありました

けれども、やはり物件によってはどうしても改修しても改修費用がかさんで建物自体の価値がないという形になりますと、それも経済的に改修しても活用できないようであれば意味がありませんので、それも含めてなるべく利活用できるものを取り上げをして、空き家の活用を考えられるような形でそっちはそっちのほうで進めるという形で、その一つの前段階として特定空家で危険な空き家なのか、それともその以前の空き家としての判断なのかということを示すための形になっておりますので、今後もそういう形で2本立てで進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） よろしく申し上げます。

次に、②番の瀬辺地地区の旧パチンコ店でございますが、過去にも屋根のトタンが剥がれて飛散するという危険な事案が既に発生しています。そこで、瀬辺地地区の旧パチンコ店についても早急に特定空家に指定して対応していくべきだと考えますけれども、見解をお伺いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 昨年開催した協議会でも問題となった事案でありまして、今後、所有者等と連絡をとりながら、でき得るならば建物も解体、撤去等を目指して処理をしていただくようにと考えておりますけれども、その上で改善等が見られない場合は、先ほどの5件と同様で危険空き家ということで認定をして助言、指導という形のほうから一連の措置を行うことになると思っております。よろしく申し上げます。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 今、前向きな答弁をいただきましたけれども、早急に協議会を開催して認定していただきたいということをお願い申し上げたいと思っております。

次に、3番の長科鶴虻第2踏切の送水管の設置についてお伺いいたします。

1月26日午後6時ごろ、長科鶴虻の作業小屋が全焼しました。被災者にはお見舞いを申し上げます。防火用水はJR津軽線西側の防火水槽と東側の防火水槽を使用し、消火したのですが、東側からの送水は踏切内の線路上に延長されたホースによるものです。結果として、普通列車2本のおくれと1本の運休となりました。長科鶴虻第2踏切西側は、長科地区の住宅、自動車整備工場、農機具等の格納庫があります。また、比較的近い場所に阿弥陀川地区の複数の住宅がございます。このようなことから、長科鶴虻第2踏切に送水管を設置できないかお伺いするわけですが、ただ、踏切の送水管という設置

でございますので、JRの関係で簡単な話ではないということは承知しています。そういうことでございますけれども、お伺いしたいと思います。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 村内は踏切を横断する形で設置されております送水管が阿弥陀川、小学校通りと広瀬の高根へ行く道路のところの踏切に2カ所、今現在ございます。当時、海峡線の工事に伴って、踏切拡張工事の際に当時の国鉄と協議をして整備したものであります。当時はこの2カ所、大きなところの2カ所があれば十分対応できると思って計画をして設置したものであります。その後、ご質問のありました長科鶴蝮第2踏切付近の津軽線西側にも、そこだけではありませんけれども、線路の上に住宅が建設されて、現在阿弥陀川のほうと長科のほうと住宅、それから工場とかが建築されております。もし広瀬と阿弥陀川についている送水管を例えば整備するとなると、もちろんJR側と協議をしてからということになりますので、今すぐどうこうという話にはなりません。それがありますので、まず近くの阿弥陀川の踏切のほうにも送水管が入っていますし、できれば防火水槽等の既存の施設で対応を考えるような形で、消防団幹部との検討を進めていきたいと思っております。それに伴いまして、あそこの場所的には送水管を仮に整備しても、東側のほうから水、東側も西側もそうですけれども、水源になるような水の確保がちょっと難しいと思われまますので、防火水槽等の整備の数をふやすとか、そういう形のほうがよろしいのではないかなと思っておりますので、余り経費のかからないような方法で今後ちょっと検討していきたいなと思っております。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） あそこの踏切のすぐ東側に防火水槽がありまして、今回の火災ではそこからホースを延長して消火作業に当たったということで、それが線路を横断したということだわけです。

もう一つ確認したいのは、要は村としてはあそこの踏切に設置することの必要性というのはあるのかないのかという、そこを少し確認したいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 今ご質問のあった踏切のところも含めて、線路の西側のほうに住宅等が建設されている場所が数カ所固まった場所がありますので、そういうところも含めて今後どういう形で防火水槽を整備するとか、そういう対応の方法をちょっと考

えた上での協議をしたいと思っております。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 今後ともJRが交渉の相手になると思いますので、粘り強く交渉を続けていただきまして、何とか設置に至りますように努力をお願い申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤田修一君） 以上で、1番小鹿重一君の質問を終わります。

日程第2 一般質問 7番 木村 修議員

○議長（藤田修一君） 日程第2、7番木村 修君の質問を許します。

○7番（木村 修君） おはようございます。7番の木村です。通告に従って3点についてお伺いいたします。

初めに、1番目の公共施設のトイレについてお伺いいたします。

近年、生活様式の変化に伴い、和式トイレから洋式トイレへリフォームする家庭も多く、ほとんどのトイレが洋式へ変わりつつあります。国内の洋式トイレの普及率は90%とも言われております。温水式の洗浄便座が普及されて発売されて、さらにその洋式トイレの人気の高まっているということでもあります。姿勢が楽で、そして節水もできる、清潔で冬でも快適に使用できる、そして障害者や高齢者の方々でも容易に使用できるということで、広く普及されてきている状況であります。村内における公共施設のトイレもこの洋式トイレをもっとふやしてほしい、そういう声が住民から出ております。

そこで①として、小中学校トイレの全面洋式化について、小学校のトイレは現在野外トイレも含めて全部で26ありますが、和式トイレが9個、洋式トイレが17個となっております。そして、中学校は全部で16個ありますが、うち和式トイレが12個で、洋式トイレが4個しかありません。小中学校合わせて和式トイレが全部で21個あります。これを洋式の便座式に変えるということについて、当局の見解を伺います。

そして②として、ふるさと総合センターのトイレの全面洋式化について、ふるさと総合センターは1階、2階、そしてホール、全部合わせて15個ありますが、そのうち和式トイレが8個、洋式トイレが7個ということで、この和式トイレを洋式トイレに変えるということを提案するわけでありましてけれども、このことについて担当者の見解をお伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（三上あけみ君） 小学校、中学校のトイレの全面洋式化ということですが、これまで学校のほうからトイレに関して特に要望等はありませんでした。ただ、児童生徒が安心かつ快適に学校で過ごせるように環境の整備は必要だと強く考えます。まずは、このことについて学校現場への聞き取りをしていきたいと考えております。

そして、②のふるさと総合センターのトイレの全面洋式化についてですが、ふるさと総合センターはまず住民の学習と交流の場として多くの方に利用されております。施設を利用する際には気持ちよく楽しく利用してほしいと思っておりますので、利用者の方に不便をかけることのないよう、要望を取りまとめをしながら前向きに検討してまいりたいと思います。

ただ、学校も含めて、改修となれば財源の確保が必要となるため、関係課と相談をしながら検討して計画的に整備を行うこととなると思われまます。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 昨年4月出した学校トイレの今後の整備方針、これは県内のものですが、これを見ますと、県内40市町村のうち、将来はおおむね全部を洋式トイレに変えるという方針の市町村が20市町村で、そして1階、2階、各階やトイレの場所に1個ずつ和式を残して、あとは全部洋式化に変えたいという市町村が12市町村。県内の80%、32市町村が和式よりも洋式をふやしていきたい方針であるという回答があります。

蓬田村では現在、和洋式半々という方針を持っているようでありまますけれども、時代の流れに乗りおけている感がいたします。経費も何かその場所によって非常に差があるようではありますけれども、1つのトイレを改修するのに25万円から40万円ほどの幅があるようではあります。学校のトイレみたいに多くをやるのであれば中間ぐらいになるのかなと予想するわけでありまますけれども、一番多く見ても約40万、20個で800万です。多額な予算でありまますけれども、将来を考えた場合、将来何年も使うわけですので、そんなに大きな額でもないんじゃないかと私は思います。ぜひ進めてほしいと思っております。

ふるさと総合センターについては、各種会合や催し事が非常に多いわけでありまますけれども、特にホールは一気に大勢の人が利用します。ホールのトイレは現在和式が3個で、洋式が2個あります。この和式トイレ3個を早目に洋式にできないものか。特にホールには福祉大会やいろんな大会があつて、高齢者や障害のある方なども頻繁に利用するわけでありまますので、このふるさと総合センターにあるトイレだけでも早目に改修できないものか、再度答弁をお願いいたします。

- 議長（藤田修一君） 教育課長。
- 教育課長（三上あけみ君） 実際利用される方はそういうふう感じていると聞いておりますので、関係課とやっぱり財源のほうを相談しながら早急に対応していきたいと思っております。
- 議長（藤田修一君） 木村 修君。
- 7番（木村 修君） さらにお願いするわけでありませけれども、ふるさと総合センター内の洋式トイレ、全部で7個のうち、現在2階にある男子トイレ1個だけ洗浄式のウォシュレットトイレになっています。ホールのトイレ、今申したわけでありませけれども、各種会合があつて村民がよく利用するわけでありませ。このホールのトイレだけでも今はやりのウォシュレットトイレに変えることはできないものか。今検討するということでしたけれども、これは要望といたします。
- 議長（藤田修一君） 木村 修議員、ここら辺、財源も伴う話ですので、課長の答弁、前向きに検討するという話がありましたけれども、財源関係がありますので、ここで村長にも見解を求めたいと思ひませけれども、村長、お願いします。
- 村長（久慈修一君） ご指摘のとおりでありませ、時代におくれないように改修することは必要だと私は思ひませ。ただ、やっぱり利用者の中には、便座に直接人が座つたのに座るといふのを嫌う人もありますし、和式でないとちょっと使いにくいという方もあるようでありませ。したがつて、3基全部といふか、館内全てをウォシュレットのトイレにするかどうかといふのは、やっぱりもう少し検討いただくということになると思ひませ。村民も子供たち、児童生徒も誇りを持って蓬田村の施設はこんなだといふことでやるためには、今、課長のおっしゃつたように前向きに検討してまいりたいと思ひませので、ご理解のほどお願いしたいと思ひませ。以上です。
- 議長（藤田修一君） 木村 修君。
- 7番（木村 修君） 次に、2番目の擁壁の維持点検についてお伺ひいたします。
- 宮本分譲地の東側の擁壁は過去に大雨災害で倒壊し、修復してきた経緯がありますが、西側に設置されている擁壁も構造が同じため、災害により崩壊する危険性があり、かつてから住民が心配してあります。当時、村では西側についても年次計画で補強策を講じていくという説明があつたと私は記憶してあります。現在そのままの状態になってありますが、年数がかなり経過し、土地の持ち主が非常に心配してあります。このことについて、村当局の見解をお伺ひいたします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 中学校前の分譲地については、昭和59年前後に分譲を開始いたしまして、それから約30年ほど経過しております。当時の擁壁、土どめの工法が簡易な工法でありまして、過去に平成14年度あたりに大雨で崩れた経緯もありました。改修をしているということでもあります。

該当する場所については水路があったわけですので、その水路を改修する形で土どめの工事を行って当時は復旧をさせております。その当時、年次計画でその補強策を講じていくというお話があったということなのですが、今になってしまっただけでそこら辺の確認がちょっとできない状態でありまして、私、ちょっとそこら辺わかりませんでしたけれども、いずれにしても、東側のほうをやったということであれば、西側のほうも今後何かしらの方法でその土どめをします。今はちょっと雪が降って積もってしまっていますので、まずまず現場の確認をいたしまして、どういう形で補強策ができるのかを現場を見ながら再度検討して、なるべく補強策を講じていくという約束でしたらうし、検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 東側が倒壊してから15年ほどたったわけでありまして。この間、点検等、維持するためにしてきたと思うわけでありましてけれども、あの辺の場所は蓬田地区でも谷地と称して、非常に湿気が高く、地盤が非常に軟弱な土地であります。どうか、倒壊する前にしっかりとした何らかの対策を講じていただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、3番目の除雪について伺います。

①として、宮本地区に位置する大橋の踏切は住民が生活道路として利用しているため、冬場でもJRでは閉鎖しておりません。あの踏切を通らなければ住民の人たちが回覧板や配布物、所用を足したりするために、郷沢地区の信号機、そして中学校通りを迂回して行かなければならなくなるわけでありまして。以前にも同じ質問をしたわけでありましてけれども、そのとき、答弁は道路が雪で狭くなった場合は適宜排雪を実施して歩行者の通行を確保してくれるということでありました。このことについて担当者のお見解をお伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） お答えいたします。大橋踏切にかかる道路については、道幅

が狭く、除雪した雪をためておく空き地がありません。また、踏切の幅も狭いため、除雪作業をして通ることも困難であります。そのため、頻繁な除排雪はできません。今後、雪の状況を見ながら、雪捨て場の排雪時や夜間の除雪作業がないときなど、可能なところは排雪して歩行者の通行の確保をしていきたいと考えております。

以前にもこういう要望をされて、やっていくということでありましたが、実はこの辺は我々人事異動で引き継ぎがうまくされず、この排雪については我々今の体制で把握してございませんでした。大変申しわけございません。今後こういう引き継ぎの漏れ等がないようにして、適切に排雪していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） ことは1月の中ごろまで非常に雪が少なくてよかったわけでありましてけれども、その後降り続いて、2月19日でしたか、我が蓬田村でも豪雪対策本部を設置、設けました。そういうわけで、今この道路の状況を見ますと、雪がすごく多くて物すごい状況になっております。何とかこの道路の排雪をお願いしたいわけでありまして、早目をお願いしたいわけでありまして、再度答弁をお願いいたします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） 今後、雪捨て場等の、村内のなんですが、排雪のほうを考えております。その機会を利用しまして、できれば早急に排雪したいと思います。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 次に②として、今年度29年度の除排雪の状況、そしてその結果について、除排雪の担当者はどのように捉えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） お答えいたします。今年度は11月20日に除雪隊を編成し、除雪計画にのっとり実施してまいりました。出勤状況につきましては、2月時点で74回で、昨年に比べ大幅にふえております。排雪については、1月に2回、2月に3回、主に雪捨て場等の排雪を行ってまいりました。

結果についてですが、どのように捉えているということで、ことは雪の降り始めが大変早く、11月にはもう雪が降ったということで大分心配しましたが、1月中旬ごろまでは雪の後雨が降ったりして割と雪解けもあり、スムーズに除雪を行えたと思っております。

1月の後半からは雪が降り続き、今年度の積雪の最高が114センチと、大雪になりました。しかし、除雪隊も新人の方がおりましたが、皆さん協力し合って、先ほど指摘あり

ました不備なところもありましたが、適切に除雪作業が行われたと考えております。今年度もまだ作業がありますので、安全な作業で生活道路の確保に努めたいと考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 1月の下旬あたりに、東奥日報に県内の除雪予算の40市町村の執行割合が出ました。そのとき、深浦町とか弘前市とか10市町村ぐらいでしたか、100%、80%超、物すごい予算が出されてしまっていたわけで、我が蓬田村はそのとき予算の執行率が40%ぐらいでありました。蓬田村では29年度、除雪対策に除雪費用として3,645万円ほどの予算を見ておりますけれども、現在、3月に入った今の時点で、もうこれから雪もそんなに降らないと思うわけでありまして、現在の除雪予算の執行割合はどれぐらいになっているのか、もしわかればお伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） きょう現在で60.87%執行しております。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 以上、3点について答弁ありがとうございました。これで私の質問を終わります。どうもありがとうございます。

○議長（藤田修一君） 以上で、7番木村 修君の質問は終わりました。

日程第3 一般質問 5番 坂本 豊議員

○議長（藤田修一君） 日程第3、5番坂本 豊君の質問を許します。

○5番（坂本 豊君） おはようございます。日本共産党の坂本 豊でございます。

まず最初に、除雪について質問をいたします。

今、木村議員からも除雪について質問がありましたけれども、ここ数年、生活道路の排雪というのがほとんど行われていないというふうに私は見ていました。除雪車が作業上集めた雪玉への排雪だけをしているわけです。課長が先ほどの質問の答弁では5回ほど行ったということでもあります。私が今質問するのは、生活道路そのものの排雪をしていただきたいと。住民の生活に不便をかけないように排雪するべきであると思っているわけです。過去には何度も大雪に見舞われたときでも、そうでないときでも、ダンプカーを伴った道路の排雪作業というのが頻繁に行われておりましたが、ここ数年、そういう排雪作業というのは見かけておりませんが、行われていないのか、答弁をまず

最初に求めます。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） お答えいたします。先ほども申したとおり、今年度の排雪は雪捨て場の排雪を主に行いました。今年度の状況を見ますと、1月の末から連日雪が降り始めました。排雪する場合はどうしても日中の作業になるので、夜間作業後の排雪作業は健康上考慮し、夜間がない、次の日を排雪するように実施してきたところで、主に雪捨て場中心になったというところです。今後、雪も大分落ちつくと思われまので、生活道路の排雪を、全てをできるとは考えておりませんが、優先順位を見ながら行っていきたいと考えております。

過去の排雪なんですが、少雪のときもあったんですが、ここ5年ぐらいはやられていない状況だと確認しておりまして、それ以前になるとシーズン一、二回はやっているのかなということで聞いております。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 村長にお聞きしたいんですけども、この排雪作業というのはお金をかけてもすぐまた雪が降ればもとのもくあみという感じになるわけですが、かつてのように頻繁にはなくても、一、二回ほどでも道路を拡幅するという事になればやっぱり住民の方も安心するわけです。とても2車線の道路でも1車線になって、生活に支障を来している場合がほとんどあります。今現在も1台しか通れない道路もあるわけです。そういうことから、なぜ排雪作業に力を入れないのか、無視をするのか、このことをまず村長にお尋ねいたします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） お答えいたします。私自身、いつも毎日通勤する途中で道路状況というのは気になっていつも見ているわけですが、我が村は要するに雪の雪捨て場といいますか、そこにためておく場所というのを数多く設置してきたわけで、私自身、確かにそれは雪が降れば狭くなっているのは確認できますけれども、それほど通行不能、ほかの町なんかとは違って、例えばなべ底になっているとか、とてもこれじゃ通行できないという状況は私はないと思っています。できるだけ私は自家用車で小まめに歩いては見ていますけれども、議員がおっしゃるように全てを撤去して排雪しなさいという、そういった意味なのか、幾ら雪が降っても1車線というか、それを確保しなさいという意味なのか、私にはちょっと理解しかねますけれども、いずれにしましても、

通行不能とか、あるいは2車線でありながらとても交差できないとかという場所が出ないように、今後排雪を進めさせたいと思っています。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 予算の関係で、毎回2車線の道路を確保するということが誰が見ても不可能なわけですが、一度も行われていないということを私は問題にしているわけです。住民の皆さんは雪国の人ですから毎回2車線の道路を排雪してほしいということは誰も思っておりません。たった1回でも行っていないということを私は言っているわけで、今までも過去1回か2回ぐらいはきれいに排雪をして、あずましく広い道路を久しぶりに走るということをしてきたわけです。また大雪が降ればもとに戻ります。でも、一度もやっていないために私は今質問しているわけで、車1台でも通ればいいんじゃないかという考えのようですけれども、ぜひ改めてほしいと。

予算の関係からいっても、毎回、毎日雪が降っているわけではないので、除雪隊、そしてダンプの確保等もあると思います。そういう予算も余っていることであるし、ぜひ排雪する業者の問題もあると思いますが、ぜひやっていただきたいと。今現在でもまだ狭いところがあるので、予算の限り、ぜひやっていただけないのか、課長、もう一度答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） 生活道路の排雪については、今後になるんですが、実は2月の末、大分雪が落ちついたところで、私も除雪隊のほうにやるようにという指示は出しております。ただ、それから何日かまた雪が降ったりして夜間出たりしていることになっていましたので、まだ行われておりませんが、今後はもう大分落ちつくと思っています。ですから、その生活道路の排雪をぜひ実施していきたいと思っています。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 次に、2番目の農業の補助金についてお伺いをいたします。

村長の農業政策は、ここ数年見ていると、新規事業には手厚くなっているわけです。既存の稲作やトマト栽培の農家への援助というのはなおざりになっているわけです。トマトハウスの建てかえ時期も迫っています。稲作の育苗ハウスもほとんどが30年を経過するような古いハウスが多くなっています。建てかえをするにも20年ぐらい前から比べると4倍から5倍もハウスの建設単価が上がっているわけで、農家では自力での建てかえが困難になっている状態であります。私はこのため、村の補助金が必要ではないかと

思うわけです。これは12月に吉田 勉議員からも同じような質問があったわけですが、ハウス建設の補助事業を村単独でぜひともやっていただきたいと思うわけですが、答弁をお願いいたします。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） お答えします。稲作の育苗ハウスについては、30年度から米の直接支払交付金、10アール当たり主食米7,500円の交付金が廃止となることから、米農家の皆さんの収入に大分影響があると予想しています。村としては、今後の水田経営を考えれば、米に対する育苗ハウスに助成しなければならないと思っておりますが、育苗終了後に何も活用しないのではなく、条件つきで助成はしたいと考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 課長はぜひ必要だということで答弁いたしましたけれども、ことしの当初予算ではそれがありません。ということは、課長が今、答弁書をつくった時点で予算にはないわけですね。ですから、吉田議員も昨年の12月に質問しているわけです。その間になぜハウス、これほどの思いがあるのに予算がつけられないのか。今の答弁は来年からということになってしまうわけですが、補正予算ということもありますので、ことしの予算の中でぜひ補助していただけるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） お答えします。12月にトマトハウスの助成をするということでは言いました。来年度からトマトハウスのほうへの助成をしなければならないと思っておりますので、とりあえずトマト農家の助成が終了してから助成したいと私は考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 確かに、トマト農家も限られた地域でそれなりに栽培をしている農家はたくさんあります。ただし、水田の単作で育苗を主にしている農家というのは、その何倍もいるわけです。そういう、今、村の農業を支えている稲作農家に対しての援助、補助というのがこれではなおざりになっていると言わざるを得ません。トマト農家のハウスも大事です。それ以上に稲作の皆さんは今もう既に高齢化しているので、きちっと新しいハウスを補助してあげることが大事ではないかと思っております。このままでは、ことしもまた水田作付農家の数が大幅に減っていくわけです。手おくれにならな

いように早目に手を打ってほしい。そのためにトマトの次ではなくて、育苗ハウスをやって、その後にその活用をしてトマトを栽培することもできるわけですから、順番がそうであります。ですから、育苗ハウスへの助成もことしじゅうに行っていけないのか、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） 今後については、まず農協や農事振興組合等でも検討して前向きに助成していきたいと思いますが、財源の確保等のこともありますので、少しだけ待ってもらいたいと思っています。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 次に、アシストの指定管理委託料についてお伺いいたします。

アシストへの管理委託料を大幅にふやす予算ですが、このままでは赤字経営から抜け出すことはできなくなるわけです。幾ら赤字を出しても村がそれを全て補填する経営などあり得ません。アシスト株式会社は村が出資する会社で、役員が経営を行っています。ですから、役員の責任で運営をしなければいけません。誰も経営上の責任をとらない、それでは村民のための事業ではなく、従業員のための会社だということになってしまいます。

質問の1としては、赤字を出している部門は経営を諦めることも必要ではないかと思えます。温泉部門は、村内の利用者数はどのくらいいるのか。昨年度のマルシェの収支は幾らになっているのか。ことしの予算はどのくらいを見込んでいるのか。まず、答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） アシストの問題に関しましては、事の成り行き上と申しますか、村長である社長が答弁をしておりますのでご了解をいただきたいと思えます。

手元に持っている蓬田アシスト株式会社の決算報告は、平成22年から28年までの8年間のものを私が持っております。これを見ますと、平成22年度、私が持っている資料の最初から500万以上の赤字決算ということになっております。これを平成26年度に22、23、24という形で赤字の補填をした経緯がございます。現在の役員というのが平成26年6月に株主総会で変更しています。それ以前から結局は私が持っている限りでは4年前から赤字が続いてきたというふうになれば、その赤字が役員の責任だということを申し上げれば以前の役員も全てそういったことで責任が及ぶというふうに考えざるを得ませ

ん。経営上の責任というのはやはり全体の役員会に全てないと、これは申しあげませんけれども、言い切りませんけれども、代表取締役社長と常勤役員がこの責任を負うところが非常に多いということは以前の一般質問でも答弁したところでございます。会社の役員の皆様に対しましては、事務的な問題でございますけれども、指定管理委託料が適正か、あるいは適正に使われているか、赤字の原因が何だったのか分析なささいというようなことは無理でございます。それは常勤の役員、あるいは正社員の例えば財務関係の職員の役目であります。

私はこの問題の赤字の原因の根本というのは、第三セクターの経営に対する行政組織の関与が弱かったと思っています。指定管理委託料の予算決定あるいは実績報告まで、指定管理委託を行うその行政側というのがもっと関与すべきものと考えております。私的見解でございますけれども、これまでの事務事業の実施に当たっても、行政側とのいわゆるツーカー、なれ合いといいますか、惰性的に管理運営されて、いわゆる営業利益、あるいは会社の存続ということを考えてこなかったというのが私の見方でございます。

私は、施政方針の中でも申しあげましたけれども、やはり行政側が指定管理するに当たって中身をきちんと管理する、指導するということがありますので、私としては行政側の責任があると判断し、非常に痛恨のきわみであると思っています。以上です。

失礼しました。一気に質問されたので私の答弁書……、失礼いたしました。

それから、赤字を出している部門は経営を諦める必要があるのではないかという質問でございます。赤字を出している部門、これは温泉も実は赤字で指定管理料1,700万というのを今までもらっております。もう一つの部門、物産館マルシェの部分であります。ここは指定管理委託料は受けておりません。指定管理委託料として予算がのっている中身は、玉松海水浴場トイレ、そして海の情報館、県から委託されている施設ですが、これに対して130万ほどの指定管理料をもらっているわけです。物産館マルシェは独自でこれを経営なささいという方針で今まで来たそうでございます。

これを諦めることが必要でないかということでございますけれども、私自身の判断では物産館マルシェが果たしている役割というのは非常に重要だと考えています。6つほど申し上げます。村内の生産者の直売所の役割、海の情報館、海水浴場トイレの管理委託、玉松海水浴場への観光客の受け入れ、買い物難民対策や高齢者への弁当配達事業、そして蓬田村にイベントの依頼があった場合の出展、それからふるさと納税の返礼品、お返しするという、それを村から委託して調達して送っております。これらを考えます

と、住民サービスのみならず、公務サービスもかわって請け負っているという考え方がございます。さらに今後、玉松台スポーツガーデンの整備、これらを考えた場合に拠点の異なる施設をどのように整備するかということを考えなければいけないわけでございます。今後も現在ある施設、よもぎ温泉、そして今の物産館マルシェ、これらをどのように活用するかということが私たちの村の活性化の重要なポイントだと私は思っています。

また、議員からは、議会からは廃止したほうがよいのではないか、あるいは縮小したほうがよいのではないかというご意見を伺っております。廃止するための手続等、これらについても調べましたけれども、かなり困難な手続もあるということで、今すぐ廃止するということはできないと思っております。

次が温泉部門の利用客、村内の利用者数は幾らですかということでございます。温泉の利用客につきましては、総体では把握しておりますけれども、そのうち村内の方が使ったということでは統計上とっておりません。そのために、これについてはちょっとお答えすることはできないということであります。

それから、昨年度のマルシェの収支は幾らになっているかということでございます。平成28年度ということになります。平成29年度はまだ年度途中でありまして、3月決算でございますので、はっきりした数字はまだ出ておりません。28年度の収支についてご報告いたします。マルシェの物産等の販売収入につきましては、諸収入で1,005万5,000円余りです。そして、それを行うための販売と一般管理費、いわゆる販管費というものが1,394万3,000円余りとなっています。したがって、差し引きいたしますと、マルシェ自体では388万7,000円の赤字となっています。ただ、先ほども申し上げましたけれども、この中には指定管理委託料は一切入ってございません。また、平成28年度からこれらの事業実績を取りまとめしていますので、この中には会社が共通で使う自動車の問題でありますとか、それからとても分割できないトイレの電気料でありますとか、そういったものが全て含まれているという数字でございます。概算でありますと210万程度まで下がるのでございますけれども、それは資料として出せません。したがって、今回の答弁では差し引き388万7,000円余りというふうにお答えしておきます。

それから、平成30年度の予算ということでございます。平成30年度の予算につきましては、議会にも一応打診をしたところでありまして、物産等のマルシェの本体の部分の粗利益は834万9,000円であります。平成28年から見ると170万から180万程度落ち

込みます。834万9,000円ということで計算しております。それに伴う販売費及び一般管理費、いわゆる販管費は689万というふうに計算しております。したがって、この計算でいくと145万8,000円余りの黒字になるという計画を立ててございます。

質問した内容は以上だと思いますが、以上でございます。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 再質問いたします。

私は、物産館等は廃止したほうがいいという話をしています。それに対して、村長は6つの意見を述べて、存続の理由を述べました。それはあくまでも後づけの村長の話であります。例えば弁当事業のこと、農産物の販売のこと、トイレの管理のことなど、別にトイレを管理するのにこういう物産館とかそういうものは必要ではないということは明らかです。どこの公衆トイレにもそういう施設が必ずしもあるとは限らないわけです。弁当の事業においても、赤字でもやっていいということにはなりません。ましてや、この物産館の本来の目的は、農家の方々がつくる農産物を販売する直売所という意味合いがあつてつくられたものと解釈しています。そこも赤字であれば、当然やめざるを得ないということになってしまうわけで、何も赤字でも存続する理由にはならないわけですよ。そのことを私は指摘したいと思います。農産物の販売は、今の温泉の施設を少し拡充して、販売するスペースを設けて売ることも私は可能だと前からも言っておりました。

それでは、再質問ですのでお聞きしますが、弁当事業の収支は幾ら、収入、支出が幾らになっているのか。農産物の販売額は幾らで、どのぐらいの利益をもたらしているのか、それを答弁していただきたいと思います。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私は実務担当ということではなく、非常勤の社長ということで、今回こうやって答弁してしました。農産物の実績、弁当事業の実績、あるいは中に至つては、もっともっとたくさんの事業、種別があるわけですけれども、これらを出すとすると再度また資料をつくり直ししなければいけないということになります。事前にそういうことをおっしゃっていただければ私も用意させるということになるんでしょうけれども、今、突然そこでどうなっていますかと言われた場合、それを今作業するわけにまいませんので、後でこれを報告する形になると思います。以上でございます。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） マルシェの存続の目的、村長なりに答弁したので私が聞いたわけ
です。村長がそういう答弁をしなければ私はこの質問をしていないわけで、当然、弁
当事業がどのぐらいの利益があって必要だということは理解して話をしているものと思っ
ていたわけです。それでも今わからないというのは理解はできますので、後でもよろし
いので資料をください。

②のほうの赤字の原因になっている人件費、人員の変化、これについて質問に移らせ
ていただきます。質問書にあるとおり、②の答弁をお願いいたします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） その前に、先ほどの坂本議員の2回目の質問に対しまして、ちょ
っとだけ補足いたします。

私は平成28年度の実績について求められたと解釈しましたけれども、平成30年度の分
についてどのぐらいのことは見込んでいるのかということであれば、去る2月21日です
か、例月で集まったときに配付した資料に一部入っております。その辺をごらんにな
っていただきたい。ただ、平成28年度の実績につきましては、もう一度、再度事務方に
集計させたいと思っております。

それでは、2番目の質問にお答えをいたします。人件費では人員にどのような変化が
あったのかと。私、ちょっとこの辺、質問の趣旨が読み取れませんでしたけれども、こ
の説明でよいかどうかということまで理解いただきたいと思います。

まず、平成28年は、アシスト全体の話であります、正社員が7名、パートが17名、
平成29年は正社員が4名、パートが12名、平成30年は正社員が2名、そしてパートが11
名となっております。比較しますと、平成28年の正社員の7名から平成30年には2名
になると。5名の減。それから、平成28年のパート17名からは平成30年がマイナス6の
パート11名という結果になります。

次に、人件費についてお伺いしているのかというふうに思いますので、その辺につい
てお答えします。平成27年が2,993万7,000円余り、平成28年が3,058万円余り、平成29
年はまだ決算が出されておられませんので、これはちょっとお答えできません。平成30年
は予算の段階で2,035万5,000円余りということで、いずれも1,000万程度減額したとい
うことであります。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 再質問ですけれども、先ほどの質問と関連しますが、マルシェの

収支、先ほど村長が答弁していただきました。これは議会ですので、幾ら説明会で説明をされても議事録に載るわけでもないし、村民の皆さんには伝わらないわけです。2月9日、21日にアシスト株式会社の収支計算について資料を渡されました。それに2月9日のとき、当初は物産館の収支の予算の中でミスといえはミスなんですが、売上金が全く入っていないで、経費が1,200万円かかるという資料を出しました。21日にはそれを訂正して、また約半分ぐらいに、私の記憶では半分ぐらいに経費を落とした資料を出してきたわけです。このわずか10日余りの中で、これほど半分に経費を落としたということは、鉛筆をなめて、ただ単に計画を練っているというふうにはしか思えないわけです。1,200万円の経費がどうして半分になるのかもわからないし、その1,200万円の経費に対して売上金が果たして幾らあれば収支とんとんになるのかと。当初のそのときの話では、1,200万円の経費は売上金でカバーできるという話をしていたわけです。このような話をしたので、その理由、これは本会議ですので、先ほど言ったように説明会で言った話は記録に残りませんので、改めて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 失礼いたしました。そういうことでございますれば、改めてその内容について資料を提出させていただくということにいたしたいのですが、今ここで全てを出すということ、私自身は手元に持っておりますけれども、内部的にもう一回見ていただいて、それでいいかどうかということを確認しながら出したいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 資料がなくても、ついこの間のことですので、答弁は可能なわけですね。なぜ半分に経費を減らすことができたのかと。思い切った人員を削減しているわけでもないんですよね。その辺答えられないというのであれば、いたし方ありません。（「いや、答えます」の声あり）そうですか。

それから、きのうも質問をいたしましたけれども、物産館の中に、その計画書の説明の中ではテレビを14万円計上していました。そのテレビを、14万円のテレビですけども、当初の説明では防災上必要なのでテレビを設置すると。設置する場所も変わったわけで、当初は私は防災上、何か大津波とか来ればその情報をいち早くテレビで確認するために必要だという説明だなと思ったわけです。ところが、きのうの予算の話の中では、テナントの名前は言えませんが、今あるテレビ台のところに設置するという答弁

に変わりました。これではまるでテナントのためにテレビを買ってあげるということになってしまうわけです。どうしてそういうふうになってしまったのか。受信料は月1,200円か、どのぐらいかちょっとわかりませんが、BSも入れますと2,500円ほどになるわけですが、その受信料も役場で払うことになるわけですね。役場が買ったものですから。どうして防災のために必要なテレビがテナントのほうに移ってしまったのかもちょっと疑問になったわけです。そのことも含めて答弁をお願いしたいと思います。

それからもう一点、最後の質問ですので、さっき人員のこと、人件費のことをお伺いいたしました。何か昨年9月には、元コンサルタントの社員がやめたと聞いております。そして、また1月か2月かはちょっとわかりませんが、元専務もやめられたという話を聞いていますが、事実なのか、その辺も答弁をあわせてお願いいたします。

○議長（藤田修一君） 暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前10時53分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

村長。

○村長（久慈修一君） まず、費用の部分がなぜ下がったのかということをお答えします。

平成30年2月21日に出して以来、中身についていろいろ検討してまいりました。平成30年度の予算を編成させていただきました。この中で、移動した項目があります。それは、現在、物産館に計上してあります自動車の損害保険、油代、自動車の分割払いで払っているお金、これらを本社共通というか、そちらのほうの共通経費に移動したということがあります。それからもう一つは、マルシェそのもので払っている電気料を分割して、玉松海水浴場管理費に移動させたということもございます。もう一つは人件費の見直しということで、マルシェの人件費を、当初5人見込んでいたものを今は3人で計画しているということで、これらを加味してコストを下げたということもございます。

それから、次がテナントのテレビにつきましては、今、担当課長からも話を聞きましたが、アシスト側からの要望で災害対策ということでこれらを要望して、現在あるテレビ台のところにこれは設置するということがございます。もちろん受信料につきましても、これはアシスト側で払うことになるのか、ちょっと予算には受信料は入っていません

るので把握しておりませんが、受信料についてもアシスト側で持つということになると思います。

それから、最後の質問になりましたけれども、コンサルタント社員がやめたと。コンサルタント社員につきましては、平成27年4月に採用しました。といいますのは、コンサルタントを退職したということでありまして、コンサルいただいた内容につきまして実施していただきたいと。要するに、コンサルで指摘を受けた事項について、これを実施していただきたいということで雇い入れしたものであります。この方が平成29年9月いっぱい退職された。これは定年退職ということでありまして、社内の就業規則によりまして、60歳ということで退職をしていただいたということでありまして、また、専務につきましては、平成28年3月31日をもって実は専務は交代しております。その後、前専務はパートという形で勤務をしていただきました。この3月3日ですか、までにそのパートもやめていただいたという経緯があります。1つには、やはりアシストの業務にちょっと支障を来したということでありまして退職していただいたということでありまして、以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） ありがとうございます。以上で私の質問を終わります。

○議長（藤田修一君） 以上で、5番坂本 豊君の質問を終わります。

ちょっと時間が長くなりましたけれども、もう1人の一般質問ですので、継続して休憩なしで進めたいと思います。

日程第4 一般質問 6番 吉田 勉議員

○議長（藤田修一君） 日程第4、6番吉田 勉君の質問を許します。

○6番（吉田 勉君） おはようございます。6番議員、吉田です。きょうは2点についてお尋ねいたします。

まず1点ですが、消防ポンプ自動車についてお尋ねします。

村内の各分団のポンプ自動車は、前回の更新から相当程度経過しているものです。応援協定があったため、1分団と7分団の更新が早かったと記憶していますが、それから何年経過したのか、また更新計画はあるのか、お尋ねします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） お答えいたします。第1分団と第7分団の一番古い分団の車

両については、第1分団の車両のほうは27年目となっております。あと、そのほかの各2から6までと8分団に関しては、一番新しいものでは17年目ということで年数は経過しております。

普通の自動車等であれば、年数でいくと更新時期とかを過ぎているんでしょうけれども、ポンプ自動車の場合は車両状態自体はまだ使える状態にあるということで認識しております。また、ポンプ装置自体も部品も入手できて十分使用に耐えられる状態であるということで、今のところは更新するという形の予定はまだ考えておりません。

ただ、導入してからの年数もある程度もう経過していることでありますし、いずれ更新するということになるかと思われませんが、今のところそのポンプ自動車導入についての該当する補助金等の制度がないということでありますので、今後、仮に更新して導入するとなると、その導入する車両自体の大きさ、それから装備の関係、どのぐらいの規模のものにするのか等を今後消防団と話し合いをして検討していかなければいけないのかなと考えております。以上であります。

○議長（藤田修一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 一般的な官公庁オークションを見てみますと、全国の自治体では20年から25年での更新が一般的となっているようです。部品はまだあるということですが、中の経年劣化、そして何よりもコンピューター化されたため、基盤の寿命というものがあります。1月には村内でも火災があつて、2月には県内でもかなり火災が相次いでいました。大火を防ぐためには早期発見、早期消火が不可欠です。早く見つけることはできたが、故障等で水が出なかったということのないように、早急に更新について考えていただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 耐用年数というか、更新時期が過ぎているということは了解いたしました。ただ、いずれにしても分団が8分団ありますので、その導入時期等、あと先ほどもお答えしましたがけれども、車両の装備とか規模を検討して、これからはどうしても車両等でも小さいほうの部類に年々なってきておりますので、そこら辺はやっぱり消防団等と協議をして今後検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤田修一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 予算措置も当然あるんですけれども、ことしじゅうは無理として

も、古いものから来年の秋の火防デーのあたりを一つの目安として検討していただきたいと思います。

次に、ことしの1月30日、東奥日報に掲載された国保の納付金についてお尋ねします。

国保の納付金は、平内町が試算で16万6,500円と県内で一番高く、今別町が試算ですけれども10万8,900円とかなり安くなっています。1人当たりの保険料額の試算では、平内と今別は6万5,000円ほど違います。蓬田はその間となっていますが、結構高齢化率とかもさほど変わらないと思われる中で、この差はどこから出てきているのか、わかる範囲でお願いします。

○議長（藤田修一君） 住民課長。

○住民課長（大川誠治君） 県が国保の納付金を算定するには、それぞれ市町村の所得水準、あわせて医療費の指数が基礎となります。蓬田村は県内で所得の水準が上のほうから7位、医療の指数というのが9位でありまして、1人当たりの納付金額が13万8,986円となったものであります。

今言われた平内町は所得水準、医療費の指数とも県下1位であります。そのため、1人当たりの納付金額が今言われた16万6,502円になったのかなど。また、今別町については、所得水準が40位、医療費の指数が24位ということで、1人当たりの納付金額が10万8,932円になったものと思われまます。以上であります。

○議長（藤田修一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 国保税の保険料の統一というのは何年後になるんですか。そして、今回の激変緩和措置で伸び率は0.8%に抑えることができたんですけれども、この措置は国保税の料金統一まで継続できるのか、できないのかをお尋ねします。

○議長（藤田修一君） 住民課長。

○住民課長（大川誠治君） 保険料の統一ということで、県のほうでは将来考えておりますけれども、現在、いつからやるということはまだはっきり決まっておられません。

次に、激変緩和措置のほうでありますけれども、県のほうでは激変緩和措置を平成30年度から35年までのおおむね6年程度以内を目安に考えているということでもあります。

○議長（藤田修一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） では、平成30年から35年程度までは、それぞれ0.8%程度の伸びになるということなのか、それとも基本の9万8,000円ぐらいでしたっけ、それに近づけるという形になるのか、お尋ねします。

○議長（藤田修一君） 住民課長。

○住民課長（大川誠治君） この0.8%については、これは県のほうで毎年考えていくということで、0.8%は確定した数値ではないと考えております。

○議長（藤田修一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 最後ですけれども、今の蓬田村の保険料が県のこの間の試算のものよりも高いわけです。激変緩和措置を進めていくということは、だんだんその金額に近づくと思われますが、いかがでしょうか。

そして、最後なのでもう一つ要望として、村としても財政支援をしても滞納があっては値上がりはとまらない。滞納解消にも一層努力してほしいと思います。

○議長（藤田修一君） 暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

村長。

○村長（久慈修一君） 今の激変緩和措置というのは、一気に県の平均のものに近づけるということは無理だということで、一気に上がってしまうのは無理なので、一定のパーセントで税率を変更した、変えた町村については、それらを救済したいということで、今のところ村では0.8%。私どもには6%以内ということで説明がありました。将来、保険料の統一を目指すということは言っていますけれども、それじゃあ何年後ということになるとそれは不透明だということでもあります。

もう一つは、来年ですか、消費税の増税があります。それに伴いまして特定目的の消費税というのがつくられてくるのかどうか。今現在でも社会保障に対する消費税の分配というのが来ています。それは予算書を見ていただければわかると思います。それが確定しますと、やはり税率がそれで合うのかどうかというのをもう一度見直しするという作業が必要かと、私はそのように思っています。

施政方針でも申し上げましたけれども、現在、県から来る医療費に対する納付金の請求に大体合うというところまで来ました。その収納率は93%を目標にしてやっているところでもあります。現在の実績で93%ということでございます。ただ、その税率が上がりますと税額も上がるわけでございますので、収納率が下がるという懸念がございませ

で、ここについては万全の体制で臨みたいと。人事異動を絡めましていろんな形で研修をさせたり、そういった形で臨みたいと思っています。以上です。

○議長（藤田修一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 滞納の解消に努力していただくということで、以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございます。

○議長（藤田修一君） これで、6番吉田 勉君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時12分 散会

上記会議の経過は、事務局長中川 悟が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員